みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2021 年 9 月 ≫

MIYAGI TAX & ACCOUNTING OFFICE

税務の話題

令和３年度税制改正より　給与増加に関する税制について

皆さまの事業で大切な“人財”について、お給与を増加していただいた際に適用のある税制（税額控除）が、今年度の税制改正により、２パターン規定されました。
どちらも、「令和３年４月１日以降開始事業年度」から適用されます。
“適正な節税”を、ぜひご検討ください！

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

給与増加関連税制　その１　人材確保等促進税制

新卒・中途採用による人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対する制度です。

要　件

新規雇用者給与等支給額が前年度より２％以上増加

①　新卒・中途を問わず
②　前年度入社と今年度入社で
③　雇用保険の一般被保険者　　のお給与が全て計算対象です。

$$\frac{\text{適用年度の新規雇用者給与} - \text{前年度の新規雇用者給与}}{\text{前年度の新規雇用者給与}} \geqq 2\%$$

税 額 控 除 額　※法人税額（所得税額）×20%が限度

控除対象新規雇用者給与等支給額×１５％

新規雇用者に対して、雇用した日から１年以内に支給する給与等の支給額。（雇用保険の一般被保険者以外も対象！）
雇用調整助成金を受けた場合は、その額を除きます。

裏面にて
もうひとつのパターン（税制）
をご案内いたします。
前年度と比較し、お給与を増加した
場合の税額控除です。

ココも要チェック！
教育訓練費を前年度より２０％以上増加することで
税額控除率が　１５％ → ２０％　となります。
「給与」だけでなく「教育」での還元も重視されていますね！

遠距離限定！オンライン顧問契約プラン実施中！　みやぎ税務会計事務所　ラクホＳ